



◆三十九番（福田たえ美 議員） 質問通告に基づき、順次質問をまいります。

災害ケースマネジメントについて

まず初めに、災害ケースマネジメントについて伺います。令和四年予算特別委員会でも質疑をまいりましたが、再度質問をまいります。

全国で相次ぐ自然災害。復興事業が進められる一方で、近年の少子・高齢化や経済格差の拡大する中、制度の不備、支援の不十分さに加え、申請主義の弊害などにより、損壊したままの家屋に我慢をして住み続ける在宅被災者、支援の手が及ばない局所的被害や一部損壊の被災者などが取り残されている状態です。現在の被災者支援制度が住宅の損壊を示す罹災証明に基づく金銭給付が主で、心身に受けた被害、労働やなりわいに受けたダメージ、家庭や地域への影響などは考慮されていません。

このような被災者に手を差し伸べるのが災害ケースマネジメントです。被災者一人一人に寄り添い、地域の民間団体や弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家と連携をし、個々の事情に応じた生活復興プランを策定し、支援を行います。被災者の生活復興に大きな効果があることから、災害ケースマネジメントの制度化が急がれています。

ここで三点質問をいたします。一点目に、本区の被災者復興支援への課題への認識について、区の見解を伺います。

二点目に、令和五年五月、国の防災基本計画において、災害ケースマネジメントの位置づけが明確化されました。地方公共団体においても災害ケースマネジメントなどの被災者支援の整備等に努めることとなっています。本区の防災基本計画において明記すべきと考えますが、区の見解を伺います。

三点目に、災害ケースマネジメントには、民間との連携による事前の体制づくりが必要です。新型コロナウイルス感染症の際、生活、就労などの支援体制が構築されました。これらの経験も生かし、区として体制の構築を進めていくべきです。区の見解を伺います。

避難所におけるバリアフリー化について

次に、避難所におけるバリアフリー化について伺います。

令和元年台風第十九号の際に、瀬田中学校の体育館に避難をした足が不自由な高齢者が、ユニバーサルトイレがある校舎まで多くの段差で行くことができなかった、大変に困ったといった声が私のもとに届きました。令和二年五月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に伴い、公立小中学校におけるトイレのバリアフリー化、段差解消、エレベーター設置によるバリアフリー化の促進が盛り込まれました。これを踏まえ、文部科学省は令和七年度末までの整備目標を設定し、バリアフリー化の取組を加速す



令和5年9月21日

るための基礎データとして実態調査を実施いたしました。令和四年九月一日時点でのバリアフリートイレ、スロープ設置などによる段差解消の対応率は本区は四割弱で、二十三区中でも二十位前後という対応の遅れが顕著であります。

ここで三点質問をまいります。一点目に、避難所におけるバリアフリー化について国が推進を求めています。避難所のバリアフリー化の現状と今後の計画について、区の見解を伺います。

二点目に、先日、二子玉川地区のイベントが瀬田中学校で行われました。その際に、体育館と校舎の段差を解消するためのスロープが設置されておりました。令和元年の台風十九号を経験したこの本区としては、このように有事を想定して、まずは水害時の避難所の段差を解消すべく、スロープの確保など速やかに対応すべきです。区の見解を伺います。

三点目に、国は避難所のバリアフリー情報の見える化を重要なポイントとしております。避難所のバリアフリー情報を洪水ハザードマップなどに示すことで、区民のマイ・タイムライン作成に役立ちます。避難所のバリアフリー情報を区民が活用できるよう見える化すべきです。区の見解を伺います。

アスベスト対策について

次に、アスベスト対策について伺います。

石綿、いわゆるアスベストの吸引が原因とされる肺がん、悪性中皮腫などが社会問題化となり、二〇〇六年にはアスベストの使用が全面禁止となりました。さらに、健康障害の予防対策を強化するため、令和二年大気汚染防止法が改正され、全ての建築物の解体、改修工事におけるアスベスト含有建材の有無を確認するための事前調査が必要となり、かつ、本年十月一日からは資格者などの条件が義務化となります。その一方、建築物の解体ピークを迎える二〇二〇年から二〇四〇年頃には年間十万吨前後のアスベストが排出されると見込まれ、アスベストの飛散による健康への影響が懸念されます。それは解体事業者が適切な措置を講ずるのが焦点となるからです。いわゆる施主側にも、施工側にも費用負担が発生することから、区としても関与を強化していくことが求められます。

ここで、三点質問をいたします。一点目に、今般の義務化についてです。アスベストによる健康障害の予防対策として適正な対応を現場で進めるためにも、区民への周知を行うべきです。区の見解を伺います。

二点目に、本年十月一日より、アスベストの事前調査に資格者等の条件が義務づけられ、区内事業者も資格取得が必要となり、講習費用の約五万円の負担がのしかかります。受講費用の補助などの支援が必要と考えます。区の見解を伺います。

三点目に、アスベストが含有されている建築物の除去は、一平米当たり一万円から八万円の費用負担が施主にかかります。区は、民間建築物のアスベスト含有調査費用のみの助成ですが、他自治体では、調査に加えて除去費用も助成をしております。アスベスト除去



令和5年9月21日

飛散防止策をさらに推進するためにも、除去費用も対象とするよう助成制度を拡充すべきと考えます。区の見解を伺います。

窓口におけるユニバーサルデザイン対応について

次に、窓口におけるユニバーサルデザインの対応について伺います。

本区においては平成二十八年に情報のユニバーサルデザインガイドラインを作成していますが、全ての人が窓口や行政サービスを適切に利用できるような横断的、計画的な対応がなされておりません。令和四年五月二十五日、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、一層の工夫が求められております。特に行政窓口において、聞こえに不安を感じる方への説明の声が大きくなったり、視覚が不自由な方への書類の内容を読み上げるなど、個人情報の周囲への漏えいやプライバシーの配慮への対応など、課題が山積をしております。これらの課題解決に軟骨伝導集音器や、話した言葉を即時にアクリル板に文字情報とする字幕表示システムや文字を音声に変える音声コードなど、ツールを活用する自治体が増えてきております。行政窓口における対面による面談は大変に重要です。高齢者のみならず、障害者、外国人など、多様なシチュエーションにどう正確にコミュニケーションできるのか、あらゆるツールを駆使していくべきです。

ここで一点質問をいたします。ユニバーサルデザイン窓口の実現に向けて、プライバシーの保護の観点からも、言語の文字化、集音器や音声コードの活用など、具体的なツールの導入とともに職員への研修も併せて行い、窓口の一層の充実に取り組むべきです。区の見解を伺います。

重症心身障害者への支援について

最後に、重症心身障害者への支援について伺います。

医療的ケアのある重症心身障害のある生徒さんは、特別支援学校の卒業後の日中の活動の場や、これまで利用していた放課後等デイサービスも使えなくなる十八歳の壁に悩まれております。区の障害者施設等に係る基本方針の必要所要量及び整備計画状況では、生活介護の整備が追いつかず、不足数が年々増加の見込みで、令和十二年度には九十四人分とされております。十八歳以降の日中の行き場がなく、セーフティーネットとなる短期入所も不足しているため、動く重症心身障害児者は一層行き場を失い、家族の不安は募る一方です。短期入所として区民の期待が大きい東京リハビリテーションセンター世田谷では、受入れが定員の半数を割る状況であり、仕事内容の変更や柔軟な対応が求められています。今後、新たな施設の整備の推進と併せて、既存の施設で受入れの拡充に一層の工夫を求めていきます。

ここで二点質問をいたします。一点目に、特別支援学級を卒業した十八歳以上の医療的



令和5年9月21日

ケアが必要な重症心身障害者、かつ、動けるとなりますと、日中の活動の場と短期入所の利用に制限がかかります。区の現状と今後の推進について、区の見解を伺います。

二点目に、医療的ケアが必要な重症心身障害者のセーフティーネットである短期入所への期待が大きい東京リハビリテーションセンター世田谷は、梅ヶ丘拠点整備事業要求水準書を取り交わしております。稼働率が定員の半数を割る状況を改善し、稼働率を上げられるよう、区としての対応が重要です。区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

災害対策について

◎大塚 危機管理部長 私からは、災害ケースマネジメントほか災害対策について、四点御答弁申し上げます。

初めに、区の被災者復興支援への課題への認識についてです。

発災後の速やかな区民生活再建、地域復興のためには、住宅の確保をはじめ、福祉サービスや教育活動の再開、雇用の確保による区内産業振興など、多岐にわたる課題に応じて必要となる支援を迅速かつ確実に提供することにより復旧・復興体制を確立することが重要であると考えております。そのためには、区と区民、関係機関等が有機的に連携し、被災者相談窓口等で被災者の支援ニーズを確実に拾い上げ、個々の状況に応じた重層的な支援を継続して行うことが必要であると認識しております。

次に、地域防災計画への災害ケースマネジメントの明記についてです。国の防災基本計画や災害ケースマネジメントの手引きにおきまして、地方公共団体は、平時から被災者支援の担当部局を明確にし、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みを整備することに努め、また、実施主体や関係機関、民間団体との体制が整った段階で、地域防災計画等において取組の根拠を明らかにすることが望ましいとされています。

こうした国の動向や都の地域防災計画における位置づけ等も踏まえ、今後の地域防災計画修正の一連の過程の中で、関係者と協議しながら検討してまいります。

続きまして、民間との連携による体制づくりについてです。災害ケースマネジメントでは、多岐にわたる支援ニーズに応じて適切な相談機関につなげる必要があり、行政や民間事業者、関係機関等の連携が重要です。支援ニーズを漏れなく拾い上げるためにはアウトリーチによるアプローチが必要であり、災害ボランティアやNPO等との連携も求められます。

区といたしましては、今般のコロナ禍において様々な臨時相談窓口を開設したノウハウを生かし、また、弁護士相談など、既存の相談窓口やケース会議の機能などを活用した体制の構築を検討してまいります。

最後に、避難所のバリアフリー情報の見える化についてです。

避難所のバリアフリー化の状況を公表することは、障害のある方などが避難先を選定し



令和5年9月21日

ていく上で重要な情報になると考えております。東京都では、インターネット上に公開している防災マップで世田谷区を含めた都内の避難所のバリアフリー化の状況を公表しておりますが、例えばスロープは丸といったように情報がたまかなものとなっております。

今後、教育委員会等と連携し、動線上にある様々な段差の解消状況などの詳細を確認した上で、公開に向けた準備を進めてまいります。

私からは以上です。

◎知久 教育政策・生涯学習部長 私からは、避難所におけるバリアフリー化の現状と計画、学校施設の様々な箇所における段差解消について御答弁いたします。

学校は子どもたちの学びの場としてだけでなく、災害時の避難所や地域交流の場として重要な役割を担っており、安全で安心して過ごせるよう施設の機能向上を図っていく必要がございます。

学校施設のバリアフリー化については、校門から、災害時、主な避難所となる体育館までの経路について、スロープ等による段差解消は九十校中三十四校にとどまっており、引き続き、改築工事や大規模改修工事の機会を捉えまして学校施設のバリアフリー化を進めてまいります。

避難所といたしましては、体育館棟のほかに校舎棟の利用も想定されることから、今後、動線上にある様々な段差の解消も必要であると認識しております。まずは御指摘の水害時の避難所の対応を優先にする点も含め、関係所管とも課題を共有した上で、学校も含め、有効な対策について検討を進めてまいります。

以上でございます。

アスベスト対策について

◎中西 環境政策部長 私からは、アスベスト対策について、二点御答弁申し上げます。

まず一点目ですけれども、アスベストの調査、除去等の規制等に関して区民にどう周知するかについて御答弁申し上げます。

お話にもございました大気汚染防止法改正の段階的施行によりまして、本年十月一日以降に着工する解体・改修工事においては一定の知見を有する者による事前調査が義務化されます。御指摘のとおり、このことを踏まえまして、周知が非常に重要ですので、区では、窓口だけでなく、解体工事の現場に赴きまして、事業者に対してアスベストに関する規制について直接啓発を行っております。また、ホームページでも同様に、アスベストの規制について事業者や区民の方に対して啓発を行っているところです。

ただ、区民の方にはより広く御理解いただく必要がございますので、今後ですけれども、区内の建設団体に御協力をいただいて、工事を受注したときにアスベストの規制等に関するパンフレットを配っていただくと、こういったような工夫もいたしまして、啓発方法を



令和5年9月21日

さらに拡充してまいります。

二点目ですけれども、建築物のアスベストの除去費用も対象とした助成制度について御答弁申し上げます。

解体・改修工事に当たってのアスベスト調査や工事の際の飛散防止策については法令で義務化されておりますけれども、現在まだ使用している建物に関するアスベストの調査や封じ込め、除去等については義務化されておられません。ただ、区ではこのような使用中の建物についても、調査の経費を助成することによって、アスベストの除去等、飛散防止を誘導するように努めているところでございます。

御指摘のとおり、他の自治体では調査だけではなく、封じ込め、除去に対しても助成を行っておりまして、さらに対策が進むよう誘導している例もございます。解体時だけではなく、現在使用中の建物に関してもアスベストの飛散防止対策がより進むよう、近隣自治体の事例も参考に効果的な誘導策を検討してまいります。

以上でございます。

◎後藤 経済産業部長 アスベスト対策に伴う資格取得支援について御答弁申し上げます。

アスベスト含有建材の事前調査は全ての建築物の工事において義務づけられておりますが、お話しのとおり、本年十月より、この事前調査において資格が必要になることから、今後、区内建設事業者でも資格取得の需要が高まるものと考えられております。

現在、区では、区内で建設業を営む中小企業者の技術力の向上を図る支援として、従業員の国家資格の取得経費の一部を負担する事業に取り組んでいるところでございます。今回のアスベスト含有建材調査で必要となる資格が法令に基づく公的な資格であることを踏まえ、本事業への適用に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

窓口のユニバーサルデザイン対応について

◎須藤 障害福祉部長 私からは、三点御答弁申し上げます。

まず、窓口におけますユニバーサルデザインの対応についてです。

区では、障害差別の解消に関する職員対応要領や情報のユニバーサルデザインガイドラインを作成し、対応の基本的な考え方や合理的配慮の具体例を示して窓口等で対応しております。一方、情報支援機器等につきましては、近年、民間企業等による開発が加速しており、区の計画等での反映や活用の検討が追いついていないといった面もございます。

今後、先行しております自治体の状況を把握しながら、窓口等の区民サービスの向上に向けまして、福祉、都市整備、DX推進担当部などの所管と窓口を担当します所管とで連携いたしまして、個人情報にも配慮しながら情報機器の活用について検討を進めてまいります。また、意思疎通の支援等が必要な区民への適切な対応が行われるよう、職員への周



知や研修についても検討してまいります。

重症心身障害者への支援について

二点目に、医療的ケアが必要な重症心身障害児者で、動ける方の日中活動等の現状と今後について御答弁申し上げます。

区では、障害者通所施設での医療的ケア者の受入れや短期入所での重度障害者の受入れに対する補助を設け、医療的ケア者を含めた重度障害者の受入れ促進に取り組むとともに、新規整備においても、整備の基本方針に基づき、医療的ケア者を含めた重度障害者対象の生活介護や短期入所併設の日中サービス支援型のグループホーム等の整備を促進しております。

区といたしましては、今後も増加が見込まれる医療的ケアの必要な障害者が身近な地域で安心して生活できるよう、公有地の活用による整備や受入れ補助など、引き続き、日中活動の場の確保に向けて取り組んでまいります。

東京リハビリテーションセンター世田谷の短期入所について

三点目に、東京リハビリテーションセンター世田谷の短期入所についてです。

東京リハビリテーションセンター世田谷の短期入所では、平成三十一年度の開所以来、医療的ケア児者の受入れ要望に応えるよう、看護師等の十分な配置など体制整備を進め、受入れ人数は年々増えてきておりますが、医療的ケア以外の重度障害者の利用希望も多く、福祉人材の不足などの状況もあり、体制強化が思うように進まず、全ての御利用の希望にお応えできていないという状況でございます。

区といたしましては、受入れの状況や人員配置の体制等を確認しながら、支援力の向上に向けたアドバイスを行うとともに、受入れ体制の充実に向けた補助制度の見直しなど、利用率の向上に向けての支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

◆三十九番（福田たえ美 議員） どうもありがとうございました。東京リハビリテーションセンター世田谷の短期入所につきましては、ぜひともこの利用率の向上に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

水害時避難所のバリアフリー化について

最後に一つ質問したいと思っておりますが、先ほど御答弁いただきました水害時避難所のバリアフリー化については今後検討を進めていくということでしたが、いつ来るか分からない



令和5年9月21日

災害に対して迅速に取り組んでいただきたいと思います。スケジュールについてお聞かせください。

◎大塚 危機管理部長 水害時避難所のバリアフリー化についての再質問にお答えいたします。

水害時避難所のバリアフリー化に当たりましては、来年度、教育委員会と連携の下、動線上にある様々な段差など障害となる箇所を調査を行いまして、現状を把握してまいります。この調査結果は今後の大規模改修を行う際の参考資料とするとともに、水害時避難所の運営に当たりましては、改築が完了するまでの間、簡易スロープの設置等について検討してまいります。

私は以上です。

◆三十九番（福田たえ美 議員） 以上で私からの質問は終わります。